

香芝市告示第133号

香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱を次のように定める。

令和6年11月18日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童生徒の小学校若しくは中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「小中学校」という。）への就学等に伴う標準服等の購入等の際し、香芝市（以下「市」という。）が就学について祝意を表するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付又は香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金代替給付金（以下「給付金」という。）の支給を行うことについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 標準服指定校 標準服の指定がある香芝市立小中学校（標準服選択校を除く。）をいう。
- (2) 標準服選択校 標準服の指定がある香芝市立小中学校のうち、通学時の服装について標準服又は私服のいずれかを選択することができる学校をいう。
- (3) 転入学 学齢者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）が、別の小中学校に転校して就学することをいう。
- (4) 編入学 日本国外から帰国した学齢者に相当する者が、日本国内の小中学校に就学することをいう。
- (5) 補助対象児童生徒 市の住民基本台帳に記録されている者で次のいずれかに該当するもの又は市長が別に定める要件を満たす者をいう。

イ 香芝市立小中学校への就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）又は香芝市立小中学校の第1学年に転入学し、又は編入学する者（次号イ及びロに掲げる者を除く。）

ロ 香芝市立小中学校の第1学年に就学し、当該就学の日時点では他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた児童生徒で、当該学年の中途

において市の住民基本台帳に記録されることとなった者であって、引き続き当該学校に通学するもの（次号ハに掲げる者を除く。）

(6) 支給対象児童生徒 市の住民基本台帳に記録されている者で次のいずれかに該当するもの又は市長が別に定める要件を満たす者をいう。

イ 標準服指定校への就学予定者又は標準服指定校の第1学年に転入学し、若しくは編入学する者のうち、医師の診断に基づき、重度の肢体不自由又は皮膚疾患による合理的配慮が必要とされるものであって、校長の承認を得たもの

ロ 標準服選択校への就学予定者又は標準服選択校の第1学年に転入学し、若しくは編入学する者のうち、給付金の支給を選択するもの

ハ 標準服選択校の第1学年に就学し、当該就学の日時点では他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた児童生徒で、当該学年の中途において市の住民基本台帳に記録されることとなった者であって、引き続き当該学校に通学するもの（給付金の支給を選択する者に限る。）

ニ 香芝市立小中学校以外の小中学校への就学予定者又は小中学校の第1学年に転入学し、若しくは編入学する者

ホ 香芝市立小中学校以外の小中学校の第1学年に就学し、当該就学の日時点では他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた児童生徒で、当該学年の中途において市の住民基本台帳に記録されることとなった者であって、引き続き香芝市立小中学校以外の小中学校に通学するもの
(補助金の交付及び給付金の支給に係る回数制限)

第3条 補助金の交付及び給付金の支給は、補助対象児童生徒及び支給対象児童生徒が小中学校の第1学年に就学する場合において、それぞれ1回限りとし、当該学年において既に補助金の交付又は給付金の支給のいずれかを受けている場合には、補助金の交付及び給付金の支給の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象児童生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表に掲げる経費とする。ただし、購入に係る消費税及び地方消費税は含み、振込手数料、送料等の費用は含まないものとする。

学校区分	経費の種類
小 学 校	上衣、シャツ又はブラウス、ズボン若しくはスラッ

	クス又はスカート及び通学帽のうち、標準服に指定されている用品の購入に係る経費
中 学 校	上衣、シャツ又はブラウス、ズボン若しくはスラックス又はスカート及びネクタイ又はリボンのうち、標準服に指定されている用品の購入に係る経費

- 2 前項の規定による経費の額の合計額が次条各号に掲げる額に達しない場合においては、体操服の購入（同条各号に掲げる額に達するまで購入数量に制限は設けない。）に係る経費に限り、補助対象経費に含めることができる。ただし、前項の表に掲げるいずれの用品も購入しないで体操服のみを購入する場合については、補助対象経費に含めることはできない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1 補助対象児童生徒につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 小学校 2 万円
- (2) 中学校 4 万円

（補助金の交付の方法）

第7条 補助金の交付は、補助対象者に代わって、市長が指定する標準服の販売店（以下「指定販売店」という。）に対して行う代理受領の方法によるものとする。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書（第1号様式）を指定販売店を通じて市長に提出することにより、補助金の交付の申請、請求及び受領に関する手続を指定販売店に委任するものとする。

- 2 前項の規定による委任は、市長が指定する期限までに行わなければならない。
- 3 補助対象者が前項の期限までに第1項の規定による委任を行わなかった場合は、当該補助対象児童生徒の当該学校区分における補助金の交付を辞退したものとみなす。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定により委任を受け、補助金の交付を申請しようとする指定販売店（以下「代理申請者」という。）は、市長が指定する期限までに、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書

(第1号様式)

(2) 補助対象者が第5条第1項の表に掲げる用品及び同条第2項に規定する体操服（以下「標準服指定用品等」という。以下同じ。）を受領したことを証する領収書、受領書若しくは引換券の写し又はこれらに類する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて住民基本台帳、学齢簿等により調査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により代理申請者に通知するものとする。

2 交付すべき補助金の額は、前項に規定する補助金の交付の決定をもって確定したものとみなす。

(補助金の請求)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた代理申請者は、速やかに香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。

(支給対象者)

第11条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、支給対象児童生徒の保護者とする。

(給付金の額)

第12条 給付金の額は、1支給対象児童生徒につき1万円とする。

(給付金の支給申請等)

第13条 給付金の支給を申請しようとする者（次条において「申請者」という。）は、市長が指定する期限までに、香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金代替給付金支給申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 支給対象者が前項の期限までに同項の規定による申請を行わなかった場合は、当該支給対象児童生徒の当該学校区分（特別支援学校にあっては、小学部又は中学部のうち該当する課程をいう。）における給付金の支給を辞退したものとみなす。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(給付金の支給決定等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて住民基本台帳、学齢簿等により調査し、適当と認めたときは、給付金の支給を決定し、香芝市小中学校新入生標準服購入費補

助金代替給付金支給決定通知書（第 6 号様式）により申請者に通知し、給付金を支給するものとする。

（指定販売店の指定）

第 15 条 指定販売店の指定を受けようとする者は、その対象年度ごとに指定販売店指定申請書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定基準）

第 16 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査するものとする。

- (1) 前条の規定による申請を行った者（以下この条及び次条において「申請者」という。）の店舗が香芝市内に所在すること。
- (2) 補助対象者が申請者の店舗において標準服指定用品等の購入の申込みを行った際、速やかに当該用品等を販売し、原則として補助対象児童生徒の就学日の前日までに当該用品等を補助対象者に納品することができる体制が整備されていること。
- (3) 申請者が第 8 条第 4 項及び第 10 条に定める代理申請者としての事務を適切に実施できる者であること。
- (4) 標準服指定用品等の販売価格が公正な価格であること。
- (5) 標準服指定用品等の販売価格について、補助金の交付を契機とした値上げ（仕入価格の高騰その他申請者の経営努力では避けられない事由により価格転嫁を行う等の合理的な理由に基づく場合を除く。）をしていないこと。
- (6) 申請者が暴力団（香芝市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（指定通知等）

第 17 条 市長は、第 15 条の規定による申請があったときは、前条各号に定める条件に適合しているかどうかを審査し、指定販売店の指定の可否を決定し、指定販売店指定（不指定）通知書（第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第 18 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付又は給付金の支給を受けた者がいるときは、第 9 条第 1 項の規定による交付の決定又は第 14 条の規定による支給の決定を取り消し、既に交付した補助金又は給付金の

全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年度の就学、転入学又は編入学に係る申請から適用する。

(給付金に係る経過措置)

- 2 第11条第1項の規定にかかわらず、令和7年度の就学、転入学又は編入学に係る申請に対する給付金の額は、1支給対象児童生徒につき16,000円とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年度の就学、転入学又は編入学に係る香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金の交付及び香芝市立小中学校新入生標準服購入費相当額給付金の支給については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 8 条関係）

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書

年 月 日

香芝市長

- 1 委任及び同意に関する事項
- (1) 香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第 8 条第 1 項の規定により、補助金の交付の申請、請求及び受領を次のとおり委任します。
- (2) 補助金の交付を受けるに当たり、香芝市が必要に応じて住民基本台帳、学齢簿等により調査を行うことに同意します。

委任者及び同意者 (保護者)	住所 氏名
-------------------	--------------

2 委任に係る補助金について

(ふりがな) 児童生徒氏名	
学 校 名	香芝市立 学校
対 象 と な る 標 準 服 指 定 用 品 等 の 内 容	☐ 上衣 ☐ シャツ 又は ブラウス (開襟及びボロシャツを含む。) ☐ ズボン、スラックス 又は スカート ☐ 通学帽 (小学生のみ) ☐ ネクタイ 又は リボン (中学生のみ) ☐ 体操服 (標準服指定用品等の購入合計額が上限額未満の場合に限る。)
交 付 申 請 額	金 円
指定販売店への委任の期限	年 月 日

3 受任者（指定販売店） 所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

備考

- 1 本委任状兼同意書は、委任者及び同意者（保護者）から受任者である指定販売店に提出してください。
- 2 標準服の購入合計額が上限額未満の場合に限り、体操服を購入する費用を交付申請額に含めることができます。ただし、交付申請額は、上限額を超えることはできません。
- 3 交付申請額の上限は、補助対象児童生徒の区分が小学校にあっては 2 万円、中学校にあっては 4 万円です。
- 4 体操服以外の標準服指定用品等を購入せず、体操服のみを購入する場合には、本委任状兼同意書を提出することはできません。
- 5 指定販売店への委任の期限は、香芝市があらかじめ指定します。

第 2 号様式（第 8 条関係）

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	金 円
補助対象児童生徒の人数 （申請時の合計人数）	人
添 付 書 類	1 香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金 交付申請等委任状兼同意書（第 1 号様式） 2 補助対象者に対する領収書、受領書若しくは 引換券の写し又はこれらに類する書類 3 市長が必要と認める書類
提 出 期 限	年 月 日

備考 本申請書の提出期限は、香芝市があらかじめ指定します。

第 3 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日

様

香芝市長



香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金について、次のとおり交付することを決定します。

交付決定額 金 円

備考 香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第 18 条の規定に該当したときは、この補助金の交付の決定を取り消し、同条の規定により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付請求書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた香芝市立小
中学校新入生標準服購入費補助金について、香芝市小中学校新入生標準服購入費
補助金等交付等要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

第 5 号様式（第 1 3 条関係）

香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金代替給付金支給申請書

年 月 日

香芝市長

香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり給付金を申請します。

1 申請に係る児童生徒について

(ふ り が な) 児 童 生 徒 氏 名	
学 校 名	
支 給 申 請 額	金 円
提 出 期 限	年 月 日

2 受取方法に関する事項

給付金の支給を受けるに当たり、次の口座への振込みを希望します。

(次のいずれかの□にチェックしてください。)

☐ 諸費引落口座

☐ その他金融機関口座

【その他金融機関口座】

金融機関名	銀行・信金 信組・農協 労金	支店・本店 本所・支所 出張所
種 別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

3 同意に関する事項（全員必須）

給付金の支給を受けるに当たり、香芝市が必要に応じて住民基本台帳、学齢簿等の調査を行うことに同意し、諸費引落口座への支給を希望する場合に限り、口座情報を学校から取得することに了承します。

同意者（保護者）	住所
	氏名

備考

- 1 本申請書の提出期限は、香芝市があらかじめ指定します。
- 2 「2 受取方法に関する事項」において、その他金融機関口座への振込みを希望される場合は、【その他金融機関口座】に記入し、通帳のコピーを添付してください。ただし、当該口座が諸費引落口座である場合は、【その他金融機関口座】の記入及び通帳のコピーの添付を省略することができます。

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長 印

香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金代替給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金代替給付金について、次のとおり支給することを決定します。

支給決定額 金 円

備考 香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第 1 8 条の規定に該当したときは、この給付金の支給の決定を取り消し、同条の規定により、給付金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

第 7 号様式（第 1 4 条関係）

指定販売店指定申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
担 当 者 名
電 話 番 号
メールアドレス

香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第 1 5 条の規定により、
年度における指定販売店の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

店 舗 名		店 舗 所 在 地															
		店 舗 電 話 番 号															
①																	
②																	
③																	
営 業 日 時 ※ 曜日により営業時間が異なる場合は、別紙を提出してください。		①	曜日から 曜日まで 午前／午後 時 分から午前／午後 時 分まで														
		②	曜日から 曜日まで 午前／午後 時 分から午前／午後 時 分まで														
		③	曜日から 曜日まで 午前／午後 時 分から午前／午後 時 分まで														
取 扱 校 ※ 標準服指定用品について、標準服と体操服について取扱いできる学校名に【◎】を、標準服のみ取扱いできる学校に【○】を記入してください。			五位堂小学校	下田小学校	二上小学校	関屋小学校	志都美小学校	三和小学校	鎌田小学校	真美ヶ丘東小学校	真美ヶ丘西小学校	旭ヶ丘小学校	香芝中学校	香芝西中学校	香芝東中学校	香芝北中学校	
		①															
		②															
		③															

備考

- 1 ①は必ず記入してください。②及び③は複数店舗がある場合のみ記入してください。
- 2 ①、②及び③は対応する店舗における情報を記入してください。4 店舗以上存在する場合は、適宜行を追加してください。
- 3 枠内の記載内容は、指定販売店の指定通知後に香芝市ホームページに公開します。

第 年 月 号
年 月 日

様

香芝市長



指定販売店指定（不指定）通知書

年 月 日付けで提出された、香芝市小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第 1 5 条に基づく指定販売店の指定の申請について、同要綱第 1 7 条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 指定販売店として指定します。
- 2 指定販売店として指定しません。

（理由）